

# 診療放射線技師国家試験の改善報告書

## 1. 基本的考え方

- (1) 診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法に基づき「診療放射線技師として必要な知識及び技能について」行われる。
- (2) 近年、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大等により、診療放射線技師に求められる役割や知識等が変化している。これら診療放射線技師を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年11月に取りまとめられた診療放射線技師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則が一部改正され、令和3年4月に施行、令和4年4月から運用されている。
- (3) こうした状況の中、診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会では、診療放射線技師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、令和4年8月から議論を重ね、検討を行った。今般、診療放射線技師国家試験の改善に関する基本的な方向性等について意見を取りまとめたので、ここに報告する。

## 2. 改善すべき事項

### (1) 出題内容について

診療放射線技師国家試験においては、診療放射線技師を取り巻く状況の変化及び実態を踏まえ、学校養成所を修了した時点で備えているべき基本的な事項から出題することに引き続き留意するとともに、令和4年度から運用されている診療放射線技師学校養成所指定規則の改正内容を踏まえた出題内容の見直しが必要である。

### (2) 試験科目について

診療放射線技師国家試験に係る試験科目は、診療放射線技師法施行規則において定められている。これまでの診療放射線技師学校養成所指定規則の改正を踏まえ、「医療安全管理学」を新たに試験科目として設けるとともに、「医用画像情報学」の名称を「医療画像情報学」に変更することが望ましい。

また、教育及び臨床の実態を踏まえ、

- ・ 「核医学検査技術学」を「核医学診療技術学」に変更すること
- ・ 「放射線生物学」「放射線物理学」「医用工学」「放射線計測学」を統合して「理工学・放射線科学」とすること
- ・ 「放射化学」を「核医学診療技術学」に包含すること

が考えられる。

さらに、「診療画像機器学」には、エックス線撮影機器に関する内容とそれ以外の機器に関する内容が混在することから、エックス線撮影機器に関する内容は「エックス線撮影機器学」に、それ以外の機器に関する内容は「診療画像検査学」とした上で、内容を整理することが望ましい。

加えて、社会的に要請の高い分野を含めた幅広い領域から出題することができるよう、試験科目ごとの出題割合の目安を規定しておくことが重要である。

### (3) 出題形式について

診療放射線技師に必要な判断力を問う出題の必要性があることを踏まえ、患者の状況設定等を活用した、臨床の実態に即した問題を出題することが望ましい。さらに、複数科目の知識を統合する能力を問うような出題を行うことも考えられる。

なお、国家試験で問う知識で、免許取得時に具有すべき重要な知識については、最終学年において最新のものに更新しておく必要があると考えられることから、診療放射線技師国家試験においては、これらについても出題していくことが望ましい。ただし、普及度や周知期間を踏まえて、試験委員会における慎重な判断の上で出題することが望ましい。

### (4) 試験委員の人数について

診療放射線技師国家試験に係る試験委員の人数は、診療放射線技師法施行令において、24 人以下とすることとされている。診療放射線技師に求められる役割や知識等が変化し、診療放射線技師学校養成所指定規則の内容の充実が図られる中で、診療放射線技師国家試験についても、内容を充実させ、出題形式の工夫を図るとともに、引き続き国家試験の質を担保していく必要がある。これを踏まえ、試験委員の上限を 36 人程度に増加させることが望ましい。

### (5) 試験問題の出題数について

診療放射線技師国家試験において、出題形式を見直すべきであることは前述のとおりであるが、診療放射線技師に求められる役割や知識等が変化している実態や、診療放射線技師に必要な判断力を問う出題に重点化していくという観点を踏まえ、現在 200 題が出題されている診療放射線技師国家試験の出題数を見直すことが考えられる。一方で、重要な事項を厳選して出題することが必要であるという意見、現行の試験問題の中で質を高めていくべきであるという意見等もある。したがって、当面は現行の 200 問を維持することが妥当である。

### 3. 今後の取扱い

出題内容については、原則として令和7年(第77回)の試験から適用する。それ以外の事項については、必要な整理を行った上で、令和7年(第77回)の試験に合わせて導入することが望ましい。なお、導入に際しては、受験生等に対し相当の周知期間を設けるべきである。